

障害児通所支援事業所 御中

荒川区福祉部障害者福祉課

## 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

平素から荒川区の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

令和5年度(令和5年4月サービス提供分から令和6年3月サービス提供分)において、標記加算の算定を希望する場合は、下記のとおり届出をお願いいたします。

### 記

#### 1 荒川区への届出対象

障害児通所支援運営法人・事業所等

法人単位(複数事業所をまとめる形)で届け出ること、事業所単位で届け出ること可能です。

なお、本事務連絡事業所宛てに送付しております。法人単位で届出を行う予定の場合は、届出をする法人にも情報提供していただきますようお願いいたします。

#### 2 提出期限

**令和5年4月14日(金曜日) 郵送必着**

上記期限を過ぎて到着した場合、6月以降の適用となります。

5月の新規届出等の提出期限も同上です。

令和4年度に当該加算を届出されている事業者についても、令和5年度に当該加算の算定を希望する場合、上記期限までに改めて令和5年度の届出が必要となります。届出がない場合は、令和5年度に当該加算の算定はできませんのでご注意ください。

#### 3 提出様式

東京都障害サービス情報の書式ライブラリー(下記URL)に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードし、荒川区へご提出ください。また、荒川区ホームページにも案内を載せておりますので、参考としてください。

##### 【東京都障害サービス情報URL】

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-054>

##### 【荒川区ホームページURL】

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a030/shougai sha/jigyoushamuke/syoguukaizenn.html>

## 4 変更届

年度の途中で、処遇改善加算等を取得する際に提出した計画等に変更がある場合には、変更届を提出する必要があります。変更届等の様式については、上記の荒川区ホームページから様式をダウンロードし、変更内容に応じた添付資料を付けてご提出ください。

## 5 留意点

### (1) 提出先の変更について

荒川区については、児童相談所が設置されたことに伴い、障害児通所支援と障害児入所支援の指定等の事務・権限が、東京都から区へ令和2年7月より移譲されました。ついては、荒川区内の事業所においては、届出先は荒川区となっております。

### 参考（東京都内に関する届出先について）

以下の区について、児童相談所が設置されております。当該区において指定障害児通所支援事業等を実施している場合には、届出先がこれまでと異なります。

児童相談所設置	該当区
令和2年4月～	世田谷区及び江戸川区
令和2年7月～	荒川区
令和3年4月～	港区
令和4年4月～	中野区
令和4年7月～	板橋区
令和5年2月～	豊島区

### 【届出先の概要】

サービス種別	所在地	世田谷区・江戸川区 荒川区・港区・中野区・ 板橋区・豊島区	八王子市	左記以外の地域
	障害者支援の事業所 届出先	東京都	八王子市	東京都
障害児支援の事業所 届出先	所在の特別区			

### (2) 記載方法について

東京都障害サービス情報に掲載の記載例を十分にご確認の上、作成ください。

### (3) 令和5年度届出書に係る修正について

届出書の審査において、処遇改善加算等の取得要件に合致していないことが判明した場合は、届出先より修正の依頼をさせていただきます。修正に応じない場合、加算の算定停止等を行う可能性がありますので、区から届出書に係る修正の依頼があった際には、必ず、速やかに修正対応を行い、届出書を完成させてください。

(4) 添付書類について

荒川区への提出が初回の事業者については、加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールが規定されているか確認をするため、必ず就業規則及び給与規程等を計画書等と一緒にご提出ください。

初回到就業規則及び給与規程等を計画書と一緒にご提出いただいている事業者の場合には、記載されている福祉・介護職員処遇改善加算等内容に変更がなければ、今回の届出では、就業規則等の提出は不要となります。就業規則等に変更がある場合は、改めてご提出をお願いいたします。

6 提出先

別紙「提出先一覧」のとおり。

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係

TEL：03 - 3802 - 3111（内線：2691：2683）